

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月30日

金 曜 日

号 外(25)

目 次

規 則

○富山県公印規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県公印規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県公印規則の一部を改正する規則

富山県公印規則（昭和62年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

出納局長印	方 22
-------	------

を

出納局長印	方 22
危機管理監印	方 22

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(文書総務課)

